

日本障害者歯科学会会員アンケート

歯科医師から幼保・学校への障害児者に関する情報提供に係るアンケート結果の報告

公益社団法人 日本障害者歯科学会

理事長 小笠原 正

医療保険委員会委員長 加藤 篤

3月29日から4月10日までに会員対象に行いました「障害児における幼保・学校への情報提供」についてのアンケート結果をご報告いたします。本アンケートは日本障害者歯科学会倫理審査委員会の承認を得て実施されました（承認番号：23031）。この度の結果をもとに令和6年度診療報酬改定に係る医療技術評価提案書を作成し提出させていただきました。アンケートにご協力いただきました方々に深謝申し上げます。

医療保険委員会では引き続き障害のある方への万全の医療提供が行えるよう環境改善を目指していく所存であります。今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

歯科医師から幼保・学校への障害児者に関する 情報提供に係るアンケート

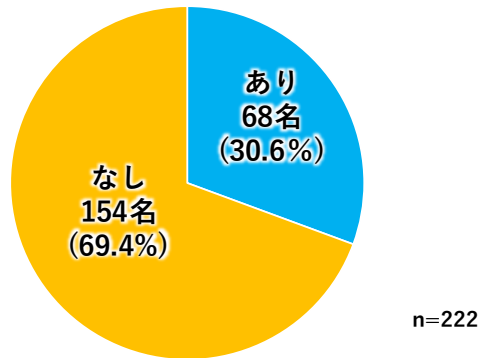
Google Formsを用いたWebアンケート
回答期間：2023年3月29日～4月10日

回答数：222件

質問 1：

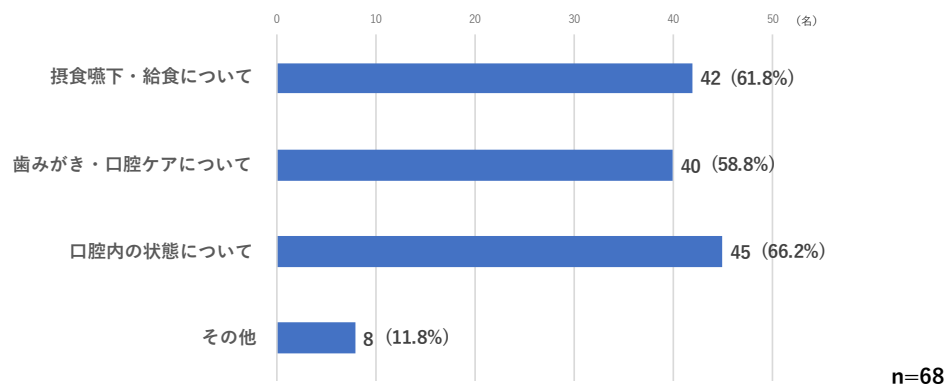
あなたが診ている障害のある児が通う幼保・学校に対して、歯科主治医（※）として文書等による情報提供を行ったことがありますか。

（※）診療を担当する歯科医師（学校歯科医としての指導や、学校での摂食相談事業としての助言等を除く）



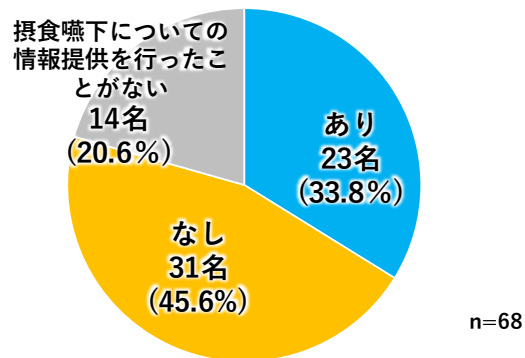
質問 2：

幼保・学校に対して情報提供を行ったことがある方にお伺いします。
どのような内容についての情報提供ですか。（複数回答可）



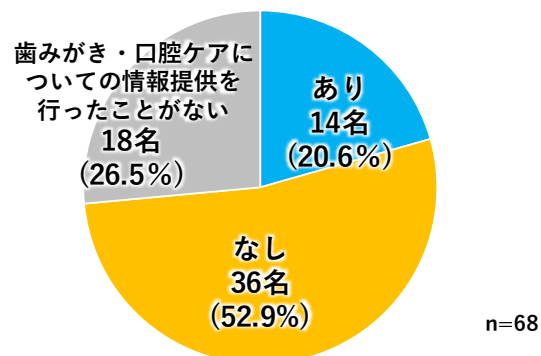
質問 3：

摂食嚥下・給食についての情報提供を行ったことがある方にお伺いします。
その情報提供（意見書等）がないと幼保・学校等での給食の提供ができないというケースはありましたか。



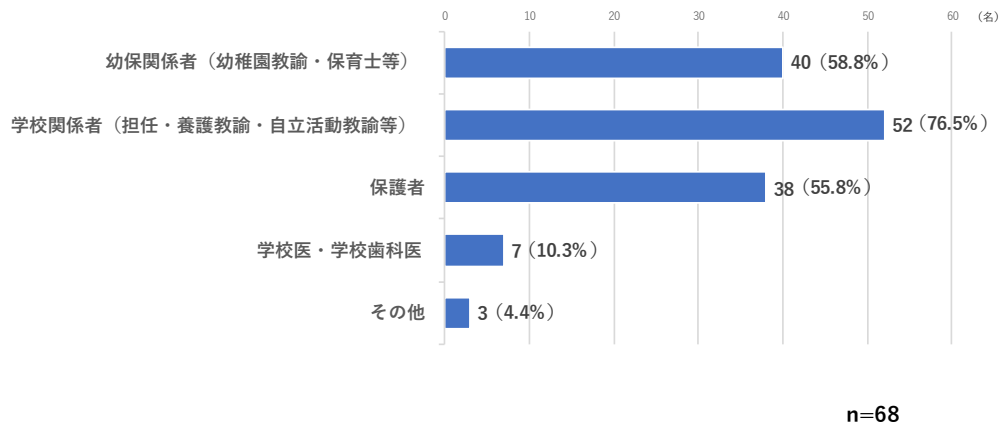
質問 4：

歯みがき・口腔ケアについての情報提供を行ったことがある方にお伺いします。
その情報提供（意見書等）がないと幼保・学校での歯みがきや口腔ケアができないというケースはありましたか。



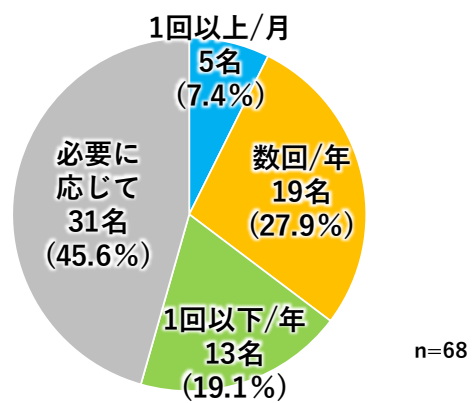
質問 5：

情報提供の依頼元はどなたですか。（複数回答可）



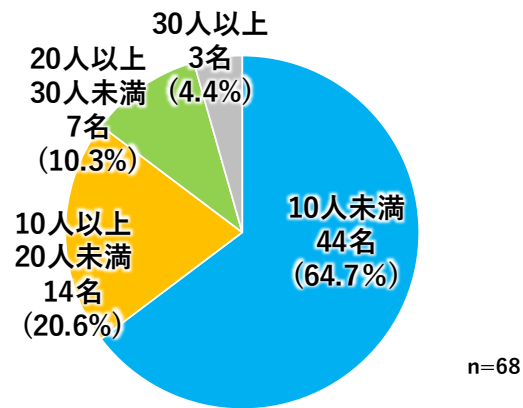
質問 6：

情報提供の頻度は1人あたりどのくらいですか。



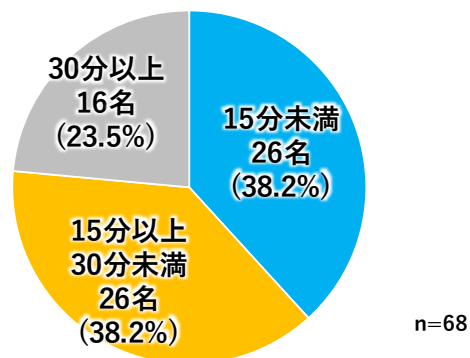
質問 7 :

幼保・学校への情報提供が必要な児の人数は年間でどのくらいですか。



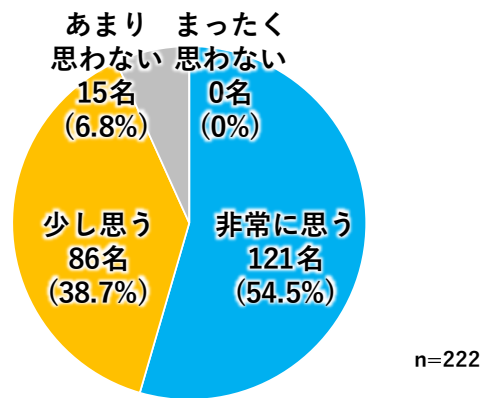
質問 8 :

情報提供に係る文書作成1件につきどのくらいの時間が必要ですか。



質問 9 :

歯科医師が幼保・学校等への情報提供を行うことは必要だと思いますか。



質問 10：

歯科医師が幼保・学校へ情報提供を行うことについて、課題やご意見がありましたら記載してください。（原文のまま列挙）

- ・ 幼保や学校における対応を教えて頂けたなら診療等がよりスムーズになるかと思います。
- ・ 学校歯科医師、学校と話が合わない時がある。学校が熱心でない、校医が熱心でない、父母会が熱心でない、もしくは熱心過ぎて、話が通らない時がある
- ・ 医科からの医療的ケアと歯科からの摂食に関する意見書（情報提供）はいずれも必要なことであるにもかかわらず、医科からは専門外だからと歯科に依頼されるが、医科では情報提供料が発生しても、歯科では単なる意見書にとどまってしまう、差を感じる。金銭的なことも重要だが、なぜその書類が児童・生徒に必要なのか、教育機関・医療機関双方において、その意義をきちんと理解した上で、運用すべきである。（学校現場ではとりあえず書類をもらって欲しいというようなスタンスの所もありますし、患者さん側もお金がかからないなら書いてもらいたいと、選り好みする方もいます。）
- ・ 互いに忙しいと思うので、簡便に連携が取れる Zoom 会議などのシステムが整うとよいと思います。
- ・ 情報先の相手が少なくとも養護教諭など医療関係に限られる制限が出てくるのでは？
- ・ 教育現場でも情報提供を有効利用してほしい。特別支援学校の先生など慣れている先生方は連携が撮りやすいことが多いが、慣れていない先生だと書いてもフィードバックが少ない場合がある。
- ・ 現在、点数がないため、「文書」としては出していません。学校検診の用紙や歯科疾患管理料の用紙に簡単に記載して、関係機関で見ってもらうように指示しています。
- ・ 園や学校以外に、療育機関や相談支援事業所にも情報提供できるとありがたいです。
- ・ 養護教諭の障害者支援意識が極めて低い例が多い。養教の研修や啓発も必須。
- ・ 医療と福祉・療育と教育の連携は障害児のみならず小児全般においてとても意義のあることだと思います。
- ・ 相手(幼保・学校)への十分な説明と、相手側の理解、協力が必要。特に、学校側は余計な仕事を増やしたくないと思っている教員も多くいる。
- ・ 診療情報の記載、渡す（または郵送）準備等を含めると診療時間後に 30 分近くかかることもあり、かなりの負担です。最近は特別支援学校や保育園では、摂食に関する医師または歯科医師の助言（意見）がないと給食を出さないことを条件にしていることが多く、保護者が困っています。ボランティアで行うには労力がかかりすぎ、かといって給食を出してもらうのにお金がかかるのでは申し訳ない気持ちがしていましたので、ぜひ保険で行えるようにしていただきたいです。

- ・ 公費負担になれば 学校や園との情報共有がしやすくなり より児を包括的に支援できると考えます
- ・ 特別養護学校など、障害者の子が通う施設では特に嚥下や摂食に知識のある先生が指導すべきで有ると思います。それには、歯科医師でも障害者歯科認定医以上の歯科医師でないと学校医になれないなど基準を定めてほしい。私は障害の子と持つ親の 1 人としてまたいち歯科医師として強く思います。
- ・ 保護者の同意が得にくい
- ・ 保護者との協力関係
- ・ システム（時期や方法）ができあがっていないと、自発的に行うことは難しいと感じます。
- ・ 特別支援学校の生徒さんの摂食指導を行っています。その中で、給食の食形態のことだけでなく担任の先生に注意していただきたいことや学校を含めた日常生活で取り組んでいただきたいことなどを情報提供しています。
- ・ 幼保・学校側はどう思っているのかですね。ほしいのか、仕事が増えるので嫌なのか。
- ・ 学校においての管理というよりも、保護者にお伝えすれば良いのではないかと思います。
- ・ ネグレクトなどは、学校等との連携が欠かせない。日頃からの連携が誤解を招かない情報共有や提供ができると思う。
- ・ 対象児が受けている歯科治療の内容を把握してもらう。不幸にして対象児が俘虜の事故に巻き込まれた時の個体識別に役立つ情報提供。日常の予防管理に関する配慮についての助言歯科治療受信のための需要行動の醸成に幼保。学校でできる手段を要請一助言私は既に現役を退いているので、このアンケートの回答者として資格がないようでしたら無視してください。上原
- ・ 嚥下機能、食形態について栄養士と連携が取れると良いと思います
- ・ 学校によって情報交換が必要だと思うことがあるが、個人情報の観点から情報提供しても生かされないことがある。この問題を解決して情報提供ができるようにしていきたい。
- ・ 情報提供が必要な内容が思いあたらない
- ・ かかりつけ歯科医としては患児の幼保や学校での状態を知りたい。どちらの方向にしろ連携は大切だと思う。
- ・ 学会が課題と指針をまとめて、厚労省に提言案を提出して教育委員会と歯科医師会に働きかけないといけないと思う
- ・ 市区特別支援学校等への情報提供においては、フォーマットが各市町村、学校で異なること多く、困惑することが少なくありません。フォーマットの統一が出来ればよいと思います。
- ・ 所定の様式の書類があると良い

- ・ どのような事を情報提供するのかの例を、もう少しはっきり記載していただけると有り難かったです。摂食嚥下の事に関してでしょうか。ご家族経由ではなく、学校に直接お伝えするための文書の点数ということでしょうか。
- ・ 3歳児検診から就学時検診までの間に発達障害が疑われる場合、歯科からも療育などの提案を、情報提供としてできるようになる事は課題だと思います。現状では、歯科では口腔機能発達及び口腔に局限した診断しかできないため、受診行動の中で問題を感じても情報提供ができない。
- ・ 学校歯科医との連携，学校側の窓口，点数化
- ・ 紹介する時に、返書の様式等も添付するとスムーズかもしれません。
- ・ 判定基準や生理的变化などを的確に情報発信することにより健診や経過観察の重要性を認知されると思います
- ・ 特別支援学校にて学校歯科医をしております。定例の健康診断のほかに、歯科相談の日を作って、個別に親御さんと現状についてお話しする機会を設けています。また、どこかの歯科なら受け入れ可能かの情報提供も重要な役目だと思っています。
- ・ 障害者などの特殊事情がある患児は専門的な情報提供が必要
- ・ 食べることや口腔の健康管理を行ううでは、幼保・学校の職員と連携を取ることが障害のある子にとって不可欠です。
- ・ 無し
- ・ 自費になること。
- ・ 学校歯科医への対応も含めた取り組みが必要だと思います。
- ・ 文章だけでなく、相互での情報交換が必要だと思う。
- ・ 私の地域では発達支援センターから学校や園へ就学や入園に合わせて「連携シート」というその子供の特徴を記した文書を渡すそうです。そういった協力が歯科医院でもできると思います。特に歯科医院の場合、小さいころからずっと診てきている場合が多いので、短期間見る園や学校の先生方より確かな情報を持っていることも多いと思います。
- ・ かかりつけ歯科医が情報提供をし、保育園、幼稚園、学校のみならず、保育園医、幼稚園医、学校歯科医とも情報の共有ができれば、よりきめ細かく児童生徒の発育、健康維持の支援ができると思います。
- ・ 幼保や学校で提供される給食や自宅から持参する飲食物の食べさせ方など、摂食嚥下を含めた口腔管理をしている歯科医師が正しく教育現場の担当者へ申し送り、食の現場の安全と安心を担保することは極めて重要です。必要十分な栄養を安全の元で摂取させることは、児の心身の健全な発達に不可欠であると考えます。摂食嚥下管理をしている歯科医師はその責を担う必要があり、その情報提供に対する保険点数の算定は必要です。
- ・ 学校側や医師などの理解が低い

- ・ 歯科と教育現場との情報共有は重要なので、教育現場に周知してほしい。歯科からの情報提供に保険点数がつくといいと思う。
- ・ 学校サイドの責任者がはっきりしない可能性がある。
- ・ 歯科医師は、その子の生活のごく一部しか見られないですが、気がついたことは意見の一つとして伝えても良いと思います。
- ・ 無償であること
- ・ あまり情報提供することを考えたことがありません。具体的にはどのようなことを情報提供として行なったらよいのでしょうか？ 児童福祉センターなどには患者様のバックグラウンドを知るためによく行います。
- ・ 主任医の範疇を超えない程度で助言することが良いと思う
- ・ 情報提供についてこれまで無料で行われてきた慣例があったが、しっかり保険算定できる制度を作るべきだと思います。また、学校卒業後に通う通所施設や福祉作業所で歯科検診を実施されその検診票を持参して当歯科を受診されるのですが、その検診票に「無料で情報提供お願いします」と当科の処置内容を記載するスペースがある事があります。これには常々疑問を持っておりました。医療行為その情報提供に対して対価をとるべきと考えます。宜しくお願い致します。
- ・ 必要なケースもあると思いますので、良い取り組みかと思います。
- ・ 歯科医師の指示がなければ学校が動けないという形にはしない方が良い。責任の所在が問題になると思われるので、歯科医師が指示すべき範囲を規定するか、指示事項に応じて指示書のテンプレートを学会側が作成し HP などで公表するなどした方が良い。
- ・ 現在の口腔内の状態や注意点など情報提供の文書で理解が出来る程度の内容であれば良いが、食事介助や歯の磨かせ方などは直接指導でないと伝わらないこともあるのではないかな
- ・ 私は摂食の診療はしていませんが、昨今、窒息等の事故が学校でも起きていると耳にします。普段から摂食担当の先生方が学校とやり取りをしているのを見るので、ぜひ今調査されていることが点数に反映され学校との連携が必要です。診療の方は近年、120 点の医療機関（かかりつけ医）への情報提供料が算定できるようになっていますので、同じように算定すべきだと感じます。
- ・ 食事に関する指導について、文章で表わすことが困難であり、また、学校の協力体制が十分に理解していないため、どこまでお願いできるかの把握ができにくい
- ・ なぜ情報提供が必要と考えたのかを正確に理解してもらうのが難しいと思います。
- ・ 健康保険に収載してほしい
- ・ 療育施設歯科では学校への情報提供書作成等に自己負担金が発生することがある。そのような場合にかかりつけではない一般歯科へ文書作成を依頼することがあるが、保護者から仕組みが複雑とご意見いただいたことがある。
- ・ 歯科医師からだけでなく教育施設から歯科へ情報提供があるとよい

- ・ 学校教諭の理解、保護者への事前連絡と承諾、情報提供後の支払い方法、その後のフォローなどでしょうか？
- ・ 情報提供書がないと学校でのケアや訓練、食形態や支援などができないというケースもあるため、そういった学校は保護者も学校も必要と思っているが、情報提供書が必要なくても患者に応じて保護者が伝えれば対応してくれる場合もある。文書なく対応してくれる場合は口頭で保護者が伝えていることも多く、対応してもらえるのはありがたい。しかし伝え方によっては誤解があるのこともあり、文書での提供が普通に行われていることが広がってほしいです。
- ・ 情報提供書としてではなく、摂食指導ノートに記載したことを、学校や通園先で見ただいて、共有していただいたり、取り組めることは取り入れていただきました。
- ・ 障害があるなしにかかわらず、幼保・学校現場への関り（情報提供など）は日々行っている。
- ・ 歯牙状態からうかがわれる食生活習慣についての指摘、指導
- ・ 障害者歯科歯科治療に関心のない歯科医師が頭蓋学校の担当になっていることがある
- ・ 一人一人への対応・ケアプランの作成提示が将来的には必要と思われるが、それには医療機関と学校（もちろん本人・保護者も含めて）の双方向での提案とディスカッションが不可欠だと思います。従って、学校側の歯科医療機関への照会は可能であるのか。後援等以外でも情報を仕入れる手段を周知し、行政（医療保険の範疇ではないと思われるので）のサポートができるとよいのではないかと。
- ・ 情報提供を行っても、送った施設で周知していないケースが多いこと
- ・ 周知が足りないと需要がないかもしれない。個人情報の取り扱いのレベルが不明
- ・ 学校が歯科保健に意識を高く持たなければ、情報提供は生かされません。同時に保健所や教育委員会へも送って、歯科受診が実現できていることを検証していただきたい。情報提供できたとしても、平日の歯科受診は容易ではない。よって学校においては保健体育やその他の授業時間を利用して歯科受診させ、その際は欠席とならないような配慮も必要です。
- ・ 患児が通園・通学している先が障害児に特化（療育施設・特別支援学級・特別支援学校）かそうでないかによって異なると思う。一般の保育園や普通学級の場合、保護者の児の障害の受容度によっても情報提供の方法に注意が必要に思う。
- ・ 虐待の疑いの有無も必要だと思います。
- ・ 幼保・学校関係者への周知方法や必要性を理解していただくことが課題だと感じます。
- ・ 対象児の摂食嚥下機能に合った食形態がないことがあり、食形態を決めるのに苦労したことがあります。給食は安全に楽しく食べてもらいたいが、次の機能の獲得もさせたいという思いがあり、メインの食形態と、機能を伸ばすためのお試し食の準備などをお願いしたこともあります。また、摂食嚥下機能自体は獲得できていても、感覚過敏により食形態が限られることもあり、新しく入園・入学する際の情報として必要と考えま

す。

- ・ 歯科医師会、幼保・学校（教育委員会）、福祉関係他、関連団体・組織の連携に対する意識の低さが問題ではないでしょうか？歯科医師として教育委員会にかかわっていますが、縦割りで横との連携を意識できない組織を変革するのは容易ではない印象があります。
- ・ 歯科医師から幼保・学校への一方通行ではなく、幼保・学校からの依頼を受けて診察を行い、2つの視点から継続的に管理を行っていくことも必要と思います。特に障害児者の方にとって、家の次に長時間を過ごす場所であり（活動時間では最も長い時間を過ごしているかもしれない）、学校等で管理できることを行っていただく重要性は高い。障害児者が学校等の後に通所する、放課後等デイサービスも、仕組みに組み込んでいただけるとなお良いと考えます。
- ・ 口腔内の情報を家族、歯科医師だけではなく教師に理解して頂くことにより口腔内重症化が少しでも回避出来るのではと考えています。
- ・ 情報提供の必要性はあっても、学校現場での教員の多忙さを考えると現実的にはハードルは高いと思う。
- ・ 先方の負担にならないように配慮が必要
- ・ 口腔内の衛生状態が悪いという情報提供だけではなく、保護者から口腔清掃の援助依頼についてもお願いされることが多い。
- ・ 情報提供の必要性があるのに費用が算定できないのはタダ働きになっていると感じるので、適正な保険点数が算定できればよいと思う
- ・ やはり文書作成による算定ができない。
- ・ 相互の協力が必要
- ・ 情報提供に対するフィードバックが課題と思われる。

アンケート用紙
(Google Forms を用いた Web アンケート)

1. あなたが診ている障害のある児の通う幼保・学校等に対して、歯科主治医※として文書等による情報提供を行ったことがありますか。

※診療を担当する歯科医師（学校歯科医、学校の摂食相談医等としての指導・助言を除く）

- ☐ あり
- ☐ なし

2. 幼保・学校に対して情報提供を行ったことがある方にお伺いします。

どのような内容についての情報提供ですか。（複数回答可）

- ☐ 摂食嚥下・給食について
- ☐ 歯みがき・口腔ケアについて
- ☐ 口腔内の状態について
- ☐ その他

3. 摂食嚥下・給食についての情報提供を行ったことがある方にお伺いします。

その情報提供（意見書等）がないと学校給食の提供ができないというケースはありましたか。

- ☐ あり
- ☐ なし
- ☐ 摂食嚥下・給食についての情報提供を行ったことがない

4. 歯みがき・口腔ケアについての情報提供を行ったことがある方にお伺いします。

その情報提供（意見書等）がないと学校での歯みがきや口腔ケアができないというケースはありましたか。

- ☐ あり
- ☐ なし
- ☐ 歯みがき・口腔ケアについての情報提供を行ったことがない

5. 情報提供の依頼元はどなたですか。（複数回答可）

- ☐ 幼保関係者（幼稚園教諭・保育士等）
- ☐ 学校関係者（担任・養護教諭・自立活動教諭等）

- ☐ 保護者
- ☐ 学校医・学校歯科医
- ☐ その他

6. 幼保・学校への情報提供が必要な児の人数は年間でどのくらいですか。

- ☐ 10 人未満
- ☐ 10 人以上 20 人未満
- ☐ 20 人以上 30 人未満
- ☐ 30 人以上

7. 情報提供は 1 人あたりどのくらいの頻度であることが多いですか。最も当てはまるものを一つ選んでください。

- ☐ 1 回以上/月
- ☐ 数回/年
- ☐ 1 回以下/年
- ☐ 必要に応じて（不定期）

8. 情報提供に係る文書作成 1 件につきどのくらいの時間が必要ですか。

- ☐ 15 分未満
- ☐ 15 分以上 30 分未満
- ☐ 30 分以上

9. 歯科医師が幼保・学校等への情報提供を行うことは必要だと思いますか。

- ☐ 非常に思う
- ☐ 少し思う
- ☐ あまり思わない
- ☐ まったく思わない

10. 歯科医師が幼保・学校へ情報提供を行うことについて、課題やご意見がありましたら記載してください。

()